

注意！

型式承認の失効した消火器の販売

型式承認の効力が失われた消火器を販売する又はしようとした事例が全国で散見されますのでご注意ください。

*** 平成 24 年 1 月 1 日以降に型式承認の失効した消火器を販売又はしようとしたものとして消防庁が報告を受けた事例**

事例 1

男性が被害者宅を訪問し、消火器1本と平成24年2月15日が支払期日である契約書を置いて帰った。後日、消火器の価格等について消防本部に電話で問い合わせがあり、調査の結果、型式承認の効力が失われた消火器であることが判明した。その後契約の取り消しの手続きを行った。

事例 2

居住者宅に50歳くらいの男性1名が訪問し、納屋に設置してある消火器が古いので交換した方が良いというので、粉末消火器1本を10,000円で購入した。後日親族が2003年製造（型式承認の効力が失われたもの）の消火器であることに気づき通報した。

事例 3

自宅に防災業者を名乗る者が来訪し、10年間31,290円のリース契約を交わし、消火器を置いていったものである。置かれた消火器は既に型式承認の効力が失われていたものであった。

○なぜダメなのか？

消火器は総務省令で定める規格に適合し、型式承認されたものでなければ、販売することや、設置することができません。

今回、この規格（表示内容）が変更されたことで、平成24年1月1日以降は新規格に適合した消火器しか販売、設置等を行うことができません。

消火器の新規格

近年、消火器の破裂事故が発生していますが、原因は、管理不十分により消火器が腐食したためとされています。

適切な管理を促すため、平成23年1月1日から消火器の表示内容に「安全上の注意事項」、「標準的な使用期限」等が追加されました。



※ 旧規格と新規格は、上記表示の有無で確認できます。
上記の表示のあるものが新規格の消火器です。

○既設の消火器の特例

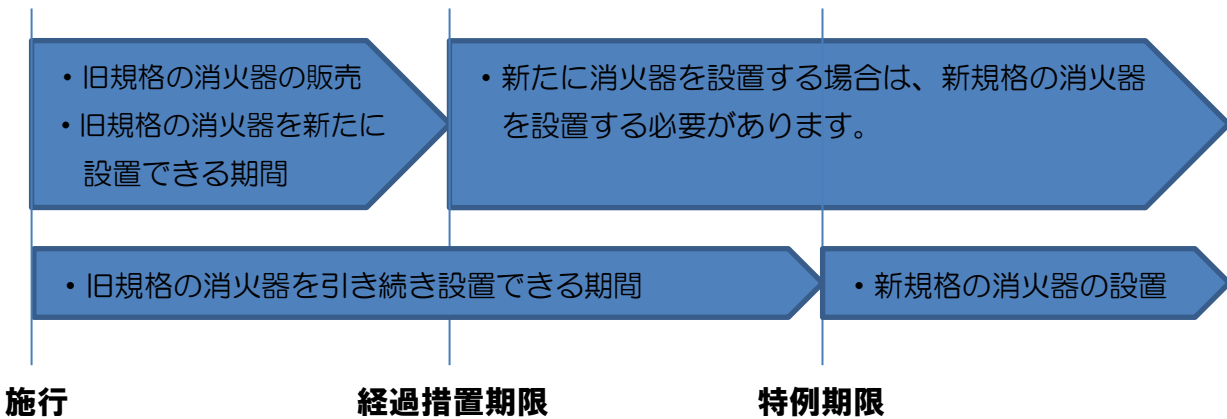
平成23年12月31日までに設置されている旧規格の消火器も、機能に異状がないものは、令和3年12月31日までの間、引き続き設置しておくことができます。

(注) 消火器の設置義務がない戸建て住宅等に設置されている消火器については、型式失効による取替えの義務は生じません。

※旧規格の設置期限等

旧規格の消火器の設置期限等は、次のとおりです。

H23.1.1 ~H23.12.31 ~R3.12.31



※ ご不明な点については、泉大津市消防署へお問い合わせください。

TEL 072-0139 (内線番号2予防係)

TEL33-4482